

森林計画制度の概要

森林の多面的機能について:

水源の涵養、山地災害の防止、生物多様性の保全、木材等の生産等を通じて、安全・安心な社会の形成と地域の経済活動に寄与する「緑の社会資本」である。

長期的な視野に立ち、適切な森林の整備・保全を推進。

政府

森林・林業基本法第11条

森林・林業基本計画 (H28.5閣議決定)

○長期的かつ総合的な政策の方向・目標

即して

農林水産大臣

森林法第4条

全国森林計画 (H26~H40) (H28.5変更)

○国の森林関連政策の方向 ○15年計画、5年ごとに樹立
○地域森林計画等の規範

即して

知事

森林法第5条

地域森林計画

加賀地域 (H29.4~H39.3)、能登地域 (H27.4~H37.3)

○県の森林関連施策の方向
○伐採、造林、林道、保安林及び治山の整備の目標等
○市町村森林整備計画の規範 ○10年計画、5年ごとに樹立

適合して

市町長

森林法第10条の5

市町村森林整備計画 (10年計画)

○市町が講ずる森林関連施策の方向 ○10年計画、5年ごとに樹立
○森林所有者が行う伐採、造林、森林の保護の指針 等

適合して

森林所有者等

森林法第11条

森林経営計画 (5年計画)

○森林所有者等が自発的に作成する具体的な伐採・造林・森林の保護、作業路網の整備等に関する計画

地域森林計画の樹立・変更スケジュール (平成29年度)

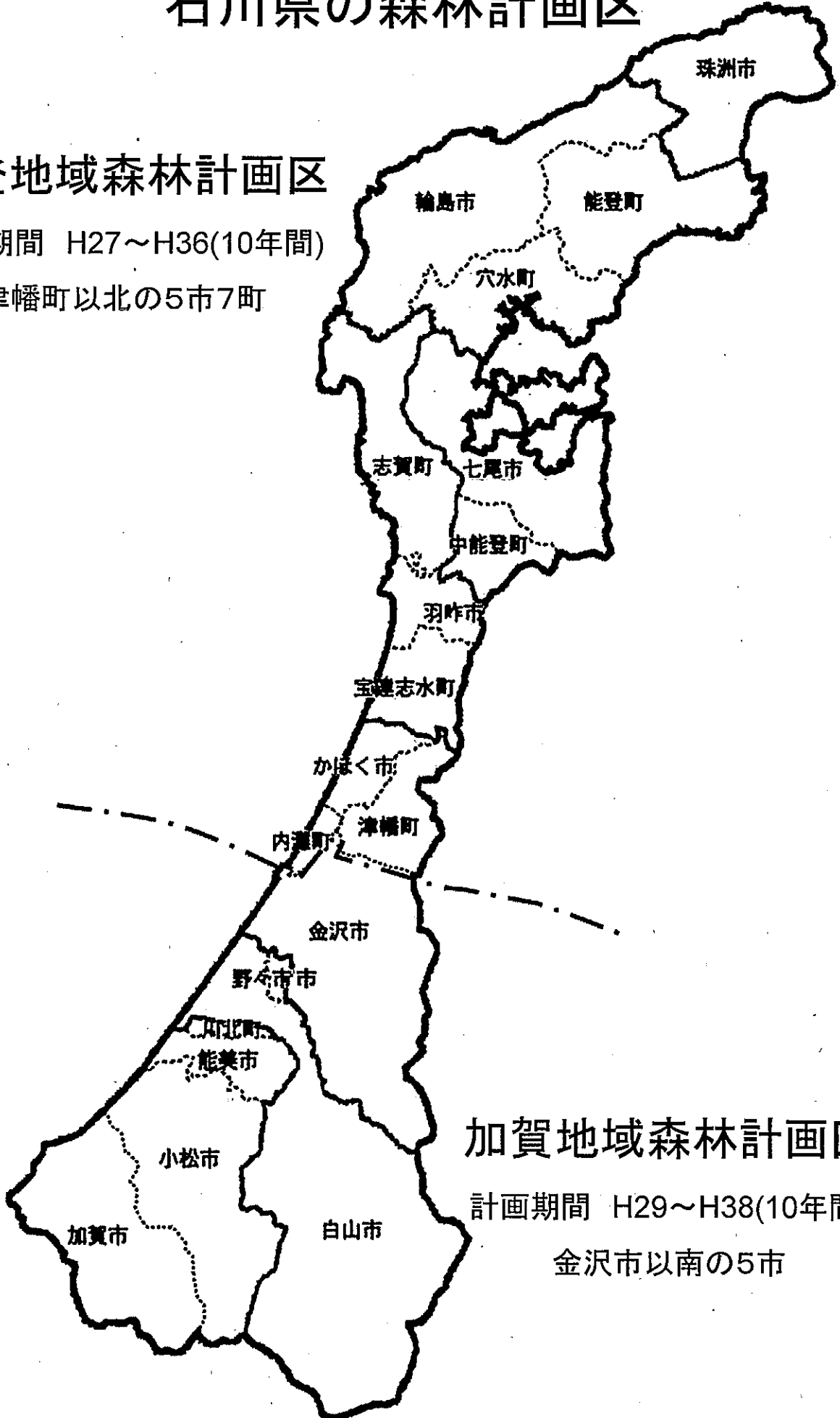
時期	作業内容
(平成29年) 11月上旬	・地域森林計画書変更案の作成
11月中旬	・案の県公報及び縦覧公告 (11月17日～12月15日、概ね30日間)
12月中旬	・縦覧期間の終了(12月15日) ・関係市町長へ意見聴取(12月18日～22日) ・近畿中国森林管理局長へ意見聴取 (12月18日～22日) ・森林審議会へ諮問
12月下旬	・農林水産大臣へ協議 ・農林水産大臣の同意後、計画決定
(平成30年) 1月上旬	・市町へ通知
4月1日	・変更した地域森林計画の施行

石川県の森林計画区

能登地域森林計画区

計画期間 H27～H36(10年間)

津幡町以北の5市7町



加賀地域森林計画区

計画期間 H29～H38(10年間)

金沢市以南の5市

(参考)各章の構成

第1章 計画のあらまし

- 計画の大綱として、計画樹立の基本的な考え方等を分かり易く記載。

第2章 計画事項（共通編）

- 森林の整備及び保全に関する基本的な事項として、森林の機能に対応した施業方法、標準的な伐採方法など石川県共通のルールを記載。

第3章 計画事項（森林計画区編）

- 計画期間内の森林の伐採材積や、造林面積、治山事業地区及び林道延長など計画の箇所・数量に関する事項を記載。

(附) 参考資料

- 森林計画区内の自然条件、社会条件及び森林・林業の現況に関する統計資料等。
- 県の天然更新完了基準を掲載。

※森林法の定めにより、記載が義務付けられている事項について、上記各章の該当部分に記載。

加賀地域森林計画の変更（案）の概要

1 計画期間

平成29年4月1日～平成39年3月31日の10年間

現行計画の経緯

樹立：平成28年度（平成29年1月13日公表）

2 対象とする市町の区域

金沢市、小松市、加賀市、能美市、白山市の5市

3 現行計画からの主な変更

「第3章 計画事項（加賀森林計画区編）」

第4-2 保安林の整備及び治山事業に関する計画

治山事業地区数	現計画	今回計画	増減
	116 地区	119 地区	+3 地区

*現行計画の期間中に発生した豪雨による山地災害の危険性を踏まえ、3地区を追加。

第5-2 林道の開設及び拡張に関する計画

林道開設	現計画		今回計画		増減	
	89 路線	94 km	91 路線	94 km	+2 路線	0 km

*集約化の拡大に向けた地元調整の結果、新たな路線を追加することが望ましいことから2路線を追加。

能登地域森林計画の変更（案）の概要

1 計画期間

平成27年4月1日～平成37年3月31日の10年間

現行計画の経緯

樹立：平成26年度（平成26年12月26日樹立・公表）

変更：平成28年度（平成29年1月13日公表）

（全国森林計画の変更に伴い、森林の整備・保全に関する指針を変更）

2 対象とする市町の区域

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町の5市7町

3 現行計画からの主な変更

「第3章 計画事項（能登森林計画区編）」

第4-2 保安林の整備及び治山事業に関する計画

治山事業地区数	現計画		今回計画		増減	
		191 地区		193 地区		+2 地区

*現行計画の期間中に発生した豪雨による山地災害の危険性を踏まえ、2地区を追加。

第5-2 林道の開設及び拡張に関する計画

林道開設	現計画		今回計画		増減	
		114 路線	80 km	126 路線	80 km	+12 路線

林道拡張	現計画		今回計画		増減	
	101 路線	改良 140 箇所	103 路線	改良 141 箇所	+2 路線	改良 1 箇所
舗装 48 km		舗装 48 km		舗装 0 km		

*集約化の拡大に向けた地元調整の結果、新たな路線を追加することが望ましいことから12路線を追加。また、豪雨による林道の被害箇所の復旧のため、2路線の拡張を追加。

(案)

地域森林計画書

加賀森林計画区

計画期間

自 平成29年4月 1日

至 平成39年3月31日



平成28年12月樹立
平成29年〇月変更

目次

傍線赤字箇所：今回変更

第1章 計画のあらまし	1-1
第1. 地域森林計画の位置付け	
第2. 森林・林業の現状と課題	
1 石川県の現状と課題	
2 前期計画の実行結果と評価	
第3. 計画樹立にあたっての石川県の基本的考え方	
第4. 加賀森林計画区における方針	
第2章 計画事項（共通編）	2-1
第1. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2-1
第2. 森林の整備に関する事項	2-4
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
2 造林に関する事項	
3 間伐及び保育に関する事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
6 森林施業の合理化に関する事項	
第3. 森林の保全に関する事項	2-18
1 森林の土地の保全に関する事項	
2 保安施設に関する事項	
3 鳥獣害防止森林区域に関する事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
第4. 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	2-19
第5. その他必要な事項	2-20
1 森林簿等の取扱いに関する事項	
2 森林GIS及び森林に関するデータベースの整備に関する事項	
第3章 計画事項（加賀森林計画区編）	3-1
第1. 計画の対象とする森林の区域	3-1
第2. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3-1
計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態	
第3. 森林の整備に関する事項	3-2
1 計画期間内の伐採立木材積	
2 間伐面積	
3 人工造林・天然更新別の造林面積	
第4. 森林の保全に関する事項	3-3
1 林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等	
2 <u>保安林の整備及び治山事業に関する計画</u>	
第5. その他の計画量	3-6
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
2 <u>林道の開設及び拡張に関する計画</u>	
3 立木の標準伐期齢に関する指針（白山市旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村）	

(附) 参考資料	附-1
1 森林計画区の概況	附-1
(1) 市町別土地面積及び森林面積	
(2) 地 況	
(3) 土地利用の現況	
(4) 産業別就業者数	
2 森林の現況	附-4
(1) 齢級別森林資源表	
(2) 所有形態別森林資源表	
(3) 法令により施業について制限を受けている森林、普通林別森林資源表	
(4) 市町別森林資源表	
(5) 樹種別材積表	
(6) 森林の被害	
3 林業の動向	附-10
(1) 保有山林規模別林家数	
(2) 森林経営計画の認定状況	
(3) 森林組合及び生産森林組合の現況	
(4) 林業事業者等の現況	
(5) 林業労働力の概況	
(6) 林業機械化の概況	
(7) 作業路網等整備の概況	
(8) その他	
(附) 石川県天然更新完了基準書	附-14

第3章 計画事項（加賀森林計画区編）

第4. 森林の保全に関する事項

2 保安林の整備及び治山事業に関する計画

（2）実施すべき治山事業

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種
市	区域		前半5か年分の計画	
金沢市	浅丘	1	1	溪間工・森林整備
	粟崎	1	0	森林整備
	石黒	1	0	森林整備
	打木	1	1	森林整備
	金石	1	1	森林整備
	城力	1	1	溪間工・森林整備
	国見	1	1	山腹工
	古郷	1	0	森林整備
	四十万	2	0	溪間工・森林整備
	専光寺	1	1	森林整備
	高尾	2	2	溪間工
	田島	1	0	溪間工・森林整備
	堂	1	1	溪間工・山腹工
	直江野	1	0	溪間工・森林整備
	額谷	2	2	溪間工・森林整備
	東原	1	0	溪間工・森林整備
	小松市	普正寺	1	1
湯涌河内		4	1	森林整備
安宅		1	1	森林整備
打木		1	1	山腹工
大杉		1	1	森林整備
尾小屋		1	0	森林整備
花立		1	1	森林整備
浜佐美		1	0	海岸工事・森林整備
日末		1	1	森林整備
丸山		2	2	森林整備
加賀市	津江	2	2	森林整備
	大菅波	1	0	山腹工・森林整備
	熊坂	1	1	森林整備
	塩浜	1	1	海岸工事・森林整備
	新保	1	1	海岸工事・森林整備
	曾宇	3	0	森林整備
	直下	3	0	森林整備
	橋	1	1	山腹工・森林整備
	橋立	2	0	山腹工・森林整備
	山中温泉今立	1	0	溪間工・森林整備
	山中温泉枯淵	4	0	森林整備
	山中温泉九谷	2	0	森林整備
	山中温泉坂下	1	1	森林整備
	山中温泉四十九院	9	6	森林整備
	山中温泉下谷	1	1	溪間工・森林整備
	山中温泉菅谷	1	0	森林整備
	山中温泉杉水	5	4	森林整備
	山中温泉片谷	1	1	森林整備
	山中温泉小杉	2	0	森林整備
	山中温泉生水	2	0	森林整備
能美市	道林	1	0	森林整備
	吉原釜屋	1	1	森林整備
	山口	1	1	森林整備
白山市	八田	1	0	森林整備

	湊	1	1	森林整備
	鹿島	1	1	森林整備
	奥池	4	1	森林整備
	木滑	1	0	森林整備
	木滑新	2	2	溪間工・森林整備
	瀬波	1	1	溪間工・山腹工
	佐良	1	1	山腹工
	中宮	6	5	溪間工・山腹工・森林整備
	左礫	1	1	山腹工・森林整備
	荒谷	1	1	山腹工
	瀬戸	1	1	山腹工
	桑島	1	0	森林整備
	下田原	4	1	森林整備
	白峰	13	4	溪間工・山腹工・森林整備
計		119	61	

第5. その他の計画量

2 林道の開設及び拡張に関する計画

開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km 面積：ha

位置 (市・地区)	路線名	種類	(区分)	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	
金 沢 市	二俣町	下出線	自動車道	林道	—	402ha	
	田島町	五本松線	自動車道	林業専用道	—	25ha	
	東原町	東原北方線	自動車道	林業専用道	—	22ha	
	山科町	山科線	自動車道	林業専用道	—	13ha	○
	小原町	兜山線	自動車道	林業専用道	—	50ha	
	四十万町	四十万線	自動車道	林業専用道	—	10ha	
	大額町	神山線	自動車道	林業専用道	—	40ha	
	倉ヶ嶽町	倉ヶ嶽線	自動車道	林業専用道	—	30ha	
	四十万町	池の原線	自動車道	林業専用道	—	30ha	
	麓原町	麓原線	自動車道	林業専用道	—	40ha	
	熊走町	熊走1号線	自動車道	林業専用道	—	80ha	
	竹又町	ウラヤマ線	自動車道	林業専用道	—	10ha	
	宮野町	宮野線	自動車道	林業専用道	—	43ha	
	中戸町	中戸山川線	自動車道	林業専用道	—	33ha	
	北方町	北方線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○
	直江野町・北 方町	直江野・北方線	自動車道	林業専用道	二	7ha	○
	岸川町	岸川線	自動車道	林業専用道	—	45ha	○
	石黒町	横谷8号線	自動車道	林業専用道	—	7ha	○
	芝原町	横谷9号線	自動車道	林業専用道	—	12ha	○
	石黒町	横谷10号線	自動車道	林業専用道	—	10ha	
魚帰町	魚帰線	自動車道	林業専用道	—	7ha	○	
魚帰町	魚帰2号線	自動車道	林業専用道	—	3ha	○	
計				23km			
白 山 市	中島線	自動車道	林道	—	59ha		
	福岡笠山線	自動車道	林道	—	580ha		
	吉岡二の谷線	自動車道	林道	—	7ha		
	福岡線	自動車道	林道	—	101ha		
	渡津線	自動車道	林道	—	67ha		
	広瀬大谷線	自動車道	林道	—	100ha		
	白木峠線	自動車道	林道	—	1,276ha	○	
	三ツ池線	自動車道	林道	—	297ha	○	
	五十谷線	自動車道	林道	—	311ha		
	仏師ヶ野1号線	自動車道	林業専用道	—	10ha		
	沼の平線	自動車道	林業専用道	—	33ha	○	
	木工谷線	自動車道	林業専用道	—	19ha		
	長尾線	自動車道	林業専用道	—	10ha		
	吉岡1号線	自動車道	林業専用道	—	10ha		
	下吉谷1号線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	
	百合谷1号線	自動車道	林業専用道	—	27ha		
	細谷線	自動車道	林業専用道	—	20ha		
	明谷線	自動車道	林業専用道	—	20ha		
	五十谷線	自動車道	林業専用道	—	30ha	○	
	内尾線	自動車道	林業専用道	—	50ha		
釜清水線	自動車道	林業専用道	—	70ha	○		
別宮出線	自動車道	林業専用道	—	50ha	○		

		野地2号線	自動車道	林業専用道	—	30ha	○
		五十谷2号線	自動車道	林業専用道	—	96ha	○
		赤岩線	自動車道	林業専用道	—	87ha	○
		計			29km		
小松市	新保町	白木峠線	自動車道	林道	—	956ha	○
	湯上町	安谷線	自動車道	林道	—	1,748ha	○
	大杉町	北谷線	自動車道	林道	—	224ha	○
	西俣町	滝ノ江線	自動車道	林業専用道	—	50ha	○
	沢町	滝谷線	自動車道	林業専用道	—	30ha	
	遊泉寺町	<u>遊泉寺大谷線</u>	自動車道	林業専用道	—	15ha	<u>○</u>
	小山田町	小山田4号線	自動車道	林業専用道	—	15ha	
	小山田町	小山田6号線	自動車道	林業専用道	—	10ha	
	赤瀬町ほか	赤瀬足谷茗荷谷線	自動車道	林業専用道	—	84ha	
	西俣町	西俣しみん谷	自動車道	林業専用道	—	32ha	○
	西俣町	西俣青木谷線	自動車道	林業専用道	—	25ha	
	波佐羅町	波佐羅倉谷線	自動車道	林業専用道	—	41ha	
	原町	原S61線	自動車道	林業専用道	—	30ha	
	小山田町	小山田2号線	自動車道	林業専用道	—	30ha	
	遊泉寺町	遊泉寺1号線	自動車道	林業専用道	—	17ha	○
	中海町	東又線	自動車道	林業専用道	—	38ha	○
	原町	原1号線	自動車道	林業専用道	—	26ha	○
	原町	原2号線	自動車道	林業専用道	—	14ha	○
	原町	原3号線	自動車道	林業専用道	—	24ha	○
	布橋町	布橋線	自動車道	林業専用道	—	2ha	○
	池城町	池城線	自動車道	林業専用道	—	23ha	○
	池城町	池城東谷2号線	自動車道	林業専用道	—	41ha	○
	日用町	日用線	自動車道	林業専用道	—	13ha	○
	馬場町	<u>馬場大谷線</u>	自動車道	林業専用道	—	37ha	○
	菩提町	菩提1号線	自動車道	林業専用道	—	6ha	○
	<u>菩提町</u>	<u>宝谷線</u>	<u>自動車道</u>	<u>林業専用道</u>	<u>二</u>	<u>9ha</u>	<u>○</u>
	滝ヶ原町	東谷1号線	自動車道	林業専用道	—	23ha	○
	滝ヶ原町	滝ヶ原東谷2号線	自動車道	林業専用道	—	9ha	○
大杉町	中向谷線	自動車道	林業専用道	—	29ha	○	
大杉町	南又線	自動車道	林業専用道	—	60ha	○	
西俣・岩上町	西俣線	自動車道	林業専用道	—	12ha	○	
観音下町	観音下1号線	自動車道	林業専用道	—	14ha	○	
観音下町	観音下2号線	自動車道	林業専用道	—	17ha	○	
大杉町	わき谷線	自動車道	林業専用道	—	135ha	○	
		計			33km		
加賀市	日谷町	日谷線	自動車道	林業専用道	—	32ha	
	山中温泉今立町	安谷線	自動車道	林道	—	530ha	○
	山中温泉杉水町	船尾山線	自動車道	林業専用道	—	10ha	
	山中温泉杉水町	ガーナ線	自動車道	林業専用道	—	34ha	
	山中温泉荒谷町	上の谷線	自動車道	林業専用道	—	65ha	
	山中温泉今立町	今立大谷線	自動車道	林業専用道	—	180ha	
		計			6km		
能美市	和佐谷町	桂谷線	自動車道	林業専用道	—	59ha	
	和佐谷町	相巻谷線	自動車道	林業専用道	—	60ha	
	金剛寺町	金剛寺線	自動車道	林業専用道	—	30ha	
	大口町	エンドウ線	自動車道	林業専用道	—	16ha	

	計	3km		
計	91 路線	94km		

(案)

地域森林計画書

能登森林計画区

計画期間

自 平成27年4月1日
至 平成37年3月31日



平成26年12月樹立
平成28年12月変更
平成29年〇月変更

目次

傍線赤字箇所：今回変更

第1章 計画のあらまし	1-1
第1. 地域森林計画の位置付け	
第2. 森林・林業の現状と課題	
1 石川県の現状と課題	
2 前期計画の実行結果と評価	
第3. 計画樹立にあたっての石川県の基本的考え方	
第4. 能登森林計画区における方針	
第2章 計画事項（共通編）	2-1
第1. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2-1
第2. 森林の整備に関する事項	2-4
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
2 造林に関する事項	
3 間伐及び保育に関する事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
6 森林施業の合理化に関する事項	
第3. 森林の保全に関する事項	2-18
1 森林の土地の保全に関する事項	
2 保安施設に関する事項	
3 鳥獣害防止森林区域に関する事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
第4. 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	2-19
第5. その他必要な事項	2-20
1 森林簿等の取扱いに関する事項	
2 森林GIS及び森林に関するデータベースの整備に関する事項	
第3章 計画事項（能登森林計画区編）	3-1
第1. 計画の対象とする森林の区域	3-1
第2. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3-1
計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態	
第3. 森林の整備に関する事項	3-2
1 計画期間内の伐採立木材積	
2 間伐面積	
3 人工造林・天然更新別の造林面積	
第4. 森林の保全に関する事項	3-3
1 林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等	
2 <u>保安林の整備及び治山事業に関する計画</u>	
第5. その他の計画量	3-8
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
2 <u>林道の開設及び拡張に関する計画</u>	

(附) 参考資料	附-1
1 森林計画区の概況	附-1
(1) 市町別土地面積及び森林面積	
(2) 地 況	
(3) 土地利用の現況	
(4) 産業別就業者数	
2 森林の現況	附-5
(1) 齢級別森林資源表	
(2) 所有形態別森林資源表	
(3) 法令により施業について制限を受けている森林、普通林別森林資源表	
(4) 市町別森林資源表	
(5) 制限林の種類別面積	
(6) 樹種別材積表	
(7) 森林の被害	
3 林業の動向	附-13
(1) 保有山林規模別林家数	
(2) 森林経営計画の認定状況	
(3) 森林組合及び生産森林組合の現況	
(4) 林業事業体等の現況	
(5) 林業労働力の概況	
(6) 林業機械化の概況	
(7) 作業路網等整備の概況	
(8) その他	

(附) 石川県天然更新完了基準書	附-18
-------------------------------	-------------

第3章 計画事項（能登森林計画区編）

第4. 森林の保全に関する事項

2 保安林の整備及び治山事業に関する計画

（2）実施すべき治山事業

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種
市町村	区域		前半5か年分の計画	
七尾市	大泊	1	0	森林整備
	佐々波	1	0	溪間工・森林整備
	矢田	1	1	山腹工・溪間工
	佐野	2	1	溪間工
	万行	3	1	山腹工・溪間工
	麻生	1	0	溪間工
	古府	1	1	溪間工
	三引	1	0	溪間工
	瀬嵐	1	1	山腹工
	外原	1	0	森林整備
	中島	1	0	森林整備
輪島市	二穴	1	0	山腹工
	明前	1	0	山腹工・森林整備
	石休場	1	0	溪間工・森林整備
	市ノ瀬	3	0	山腹工・溪間工
	大川	1	1	山腹工
	久手川	1	0	山腹工
	興徳寺	1	1	山腹工・溪間工
	野田	1	1	溪間工・山腹工・森林整備
	白米	1	0	山腹工・森林整備
	鈴屋	1	1	溪間工
	惣領	1	1	森林整備
	曾々木	1	1	山腹工
	空熊	3	0	溪間工・山腹工・森林整備
	宅田	3	0	溪間工・森林整備
	長井	2	2	溪間工・森林整備
	縄又	2	0	溪間工・森林整備
	東中尾	1	1	山腹工・溪間工
	深見	6	4	溪間工・山腹工・森林整備
	別所谷	1	0	山腹工
	浦上	1	0	森林整備
	貝喰	1	0	溪間工
	清水	1	0	山腹工・森林整備
	田村	1	0	森林整備
	千代	2	2	溪間工・山腹工
	中谷内	1	1	山腹工・森林整備
	樽見	1	1	山腹工
深見	2	0	溪間工・森林整備	
鹿磯	1	1	山腹工	
二又川	4	4	森林整備	
南	2	0	溪間工・森林整備	
珠洲市	岡田	1	1	溪間工・森林整備
	折戸	1	1	山腹工・森林整備
	宝立	2	2	山腹工
	片岩	2	2	溪間工・山腹工
	上正力	1	1	溪間工
	唐笠	1	1	山腹工
	清水	2	1	溪間工・山腹工・森林整備
	狼煙	3	3	溪間工・山腹工
引砂	1	1	森林整備	

	鉢ヶ崎	1	1	森林整備
	馬 繰	1	0	溪間工
	南 山	1	0	溪間工・山腹工
	南 方	1	1	山腹工・森林整備
	東山中	2	0	溪間工・森林整備
	杉 山	1	0	溪間工
	宇都山	1	1	溪間工
羽咋市	栗 生	1	1	森林整備
	大 町	2	2	溪間工・山腹工・森林整備
	酒 井	3	1	溪間工・山腹工・森林整備
	千里浜	1	1	森林整備
	本 江	1	1	溪間工・山腹工
	柴 垣	2	2	森林整備
	四 柳	1	1	溪間工・森林整備
	鹿島路	1	1	溪間工
	滝 谷	1	0	山腹工
	宇土野	1	0	山腹工
	福 水	1	1	山腹工
かほく市	野 寺	1	0	溪間工・森林整備
	二ツ屋	1	0	森林整備
	箕 打	2	0	溪間工・森林整備
	白 尾	1	1	森林整備
	秋 浜	1	1	森林整備
	大 崎	1	1	森林整備
	上田名	3	3	溪間工・森林整備
津幡町	瓜 生	3	1	溪間工・森林整備
	上大田	2	1	溪間工・森林整備
	俱利伽羅	1	1	山腹工・森林整備
	上藤又	1	1	溪間工・森林整備
	加 茂	1	1	溪間工・森林整備
	御 門	1	1	山腹工
	下河合	1	0	山腹工
内灘町	大根布	2	1	森林整備
	西荒屋	1	1	森林整備
	宮 坂	1	1	森林整備
	室	2	1	森林整備
志賀町	西海千ノ浦	1	1	森林整備
	高 浜	1	1	森林整備
	長 沢	1	1	森林整備
	貝 田	1	1	山腹工
	堀 松	1	0	溪間工
	二所宮	1	0	溪間工
宝達志水町	敷 浪	1	1	森林整備
	清水原	1	0	山腹工
	所司原	3	0	溪間工・森林整備
	下 石	1	0	溪間工
	菅 原	1	0	山腹工
	出 浜	1	1	森林整備
	原	3	0	溪間工・森林整備
	柳 瀬	1	0	森林整備
	聖 川	1	0	溪間工
	萩 市	1	0	山腹工
	東 間	2	2	森林整備
	米 出	1	0	森林整備
宝 達	8	1	溪間工・山腹工・森林整備	
中能登町	井 田	1	0	森林整備
	小 竹	1	0	森林整備
	久乃木	1	1	森林整備
	芹 川	1	0	溪間工
	曾 祢	2	1	溪間工・森林整備
	原 山	1	0	森林整備
穴水町	金 丸	1	0	溪間工
	小 又	1	0	山腹工
	桂 谷	1	1	山腹工・森林整備

	甲	1	0	山腹工・森林整備
	上 中	1	0	森林整備
	川 島	1	0	山腹工
	木 原	1	0	山腹工・森林整備
	越 渡	2	0	山腹工・森林整備
	曾 福	5	0	森林整備
	竹 太	1	0	山腹工・森林整備
	波志借	2	1	山腹工・森林整備
	小 浦	1	0	溪間工・山腹工
	波 並	2	0	森林整備
	武 連	3	0	森林整備
	五十里	1	0	山腹工
能登町	上 町	1	0	溪間工
	長 尾	1	1	溪間工・森林整備
	北河内	1	0	森林整備
	笹 川	1	1	山腹工・森林整備
	野 田	1	1	溪間工
計		193	86	

第5. その他の計画量

2 林道の開設及び拡張に関する計画

開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

位置 (市町・地区)	路線名	種類	(区分)	延長	単位		対図面 番号	
					利用区域 面積	延長：km 前半5力年の 計画箇所		
珠 洲 市	折戸町	木ノ浦線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7001
	宝立町	加護線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7004
	宝立町	柏原線	自動車道	林業専用道	—	13ha	○	7005
	宝立町	春日野線	自動車道	林業専用道	—	12ha	○	7006
	若山町	延武線	自動車道	林業専用道	—	7ha	○	7015
	若山町	北山線	自動車道	林道	—	184ha		4004
	若山町	経念2号線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7016
	正院町	岡田線	自動車道	林業専用道	—	30ha	○	7017
	清水町	兵田線	自動車道	林道	—	30ha		7002
	真浦町	真浦線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7007
	三崎町	粟津線	自動車道	林業専用道	—	11ha	○	7008
	三崎町	大屋線	自動車道	林業専用道	—	12ha	○	7009
	三崎町	杉山線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7010
	若山町	火宮線	自動車道	林業専用道	—	13ha	○	7011
			計	6km				
六 水 町	桂谷線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7051	
	曾福線	自動車道	林業専用道	—	51ha	○	7053	
	宇留地2号線	自動車道	林道	—	25ha		7065	
	定広桂谷線	自動車道	林道	—	65ha		7066	
	鹿路2号線	自動車道	林道	—	44ha		7067	
	曾福2号線	自動車道	林道	—	25ha		7068	
	曾福3号線	自動車道	林道	—	60ha		7069	
	藤巻2号線	自動車道	林道	—	40ha		7070	
	丸山2号線	自動車道	林道	—	75ha		7071	
	越渡1号線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	7059	
	河内2号線	自動車道	林業専用道	—	23ha	○	7055	
	河内4号線	自動車道	林業専用道	—	14ha	○	7057	
	河内5号線	自動車道	林業専用道	—	17ha	○	7058	
	下唐川線	自動車道	林業専用道	—	22ha	○	7062	
汁谷線	自動車道	林業専用道	—	46ha	○	7063		
			計	12km				
能 登 町	赤畑線	自動車道	林道	—	184ha	○	4286	
	秋吉線	自動車道	林道	—	91ha		7107	
	笹谷内線	自動車道	林道	—	37ha		5340	
	滝林線	自動車道	林道	—	32ha		5325	
	田代線	自動車道	林道	—	222ha		3035	
	溜水線	自動車道	林道	—	50ha		7108	
	長峰線	自動車道	林道	—	38ha		4078	
	満泉寺線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7105	
	長峰線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	7106	
			計	7km				
輪 島 市	美谷町	美谷2号線	自動車道	林道	—	50ha		7155
	町野町	敷戸線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7157
	三井町	与呂見線	自動車道	林道	—	92ha		4427
	大沢町	大沢4号線	自動車道	林業専用道	—	15ha	○	7164
	三井町	跡次山線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7165

門前町	広岡線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	7167	
門前町	貝吹線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	7169	
門前町	天笠山線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	7170	
門前町	勝田線	自動車道	林道	—	34ha		7171	
門前町	サビヤ山線	自動車道	林道	—	680ha		2041	
門前町	猿山3号線	自動車道	林道	—	30ha		7172	
門前町	白禿椎木線	自動車道	林道	—	40ha		7173	
門前町	南線	自動車道	林道	—	35ha		7174	
惣領町	惣領線	自動車道	林業専用道	—	15ha	○	7175	
門前町	山崎線	自動車道	林業専用道	—	20ha		7176	
門前町	<u>二又川線</u>	自動車道	林業専用道	—	10ha		7177	
門前町	広野線	自動車道	林業専用道	—	10ha		7178	
上山町	上山線	自動車道	林業専用道	—	12ha	○	7152	
熊野町	熊野2号	自動車道	林業専用道	—	15ha	○	7153	
三井町	大畑山線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7158	
三井町	波部谷内線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○	7159	
三井町	細谷新保線	自動車道	林業専用道	—	11ha	○	7160	
計				11km				
七尾市	鶴浦町	西谷線	自動車道	林道	—	40ha		5034
	此木町	此木2号線	自動車道	林道	—	40ha		7201
	中島町	安俱崎線	自動車道	林道	—	100ha		7202
	多根町	多根4号線	自動車道	林業専用道	—	25ha	○	7204
	鶴浦町	鶴浦2号線	自動車道	林業専用道	—	43ha	○	7207
	中島町	河内1号線	自動車道	林業専用道	—	28ha	○	7211
	中島町	河内2号線	自動車道	林業専用道	—	12ha	○	7212
	中島町	土川線	自動車道	林業専用道	—	15ha	○	7231
	中島町	土川2号線	自動車道	林業専用道	—	<u>2ha</u>	○	7232
	<u>中島町</u>	<u>田岸線</u>	<u>自動車道</u>	<u>林業専用道</u>	<u>二</u>	<u>2ha</u>	<u>○</u>	<u>7242</u>
	<u>中島町</u>	<u>宮谷内線</u>	<u>自動車道</u>	<u>林業専用道</u>	<u>二</u>	<u>2ha</u>	<u>○</u>	<u>7243</u>
<u>三引町</u>	<u>三引線</u>	<u>自動車道</u>	<u>林業専用道</u>	<u>二</u>	<u>10ha</u>	<u>○</u>	<u>7244</u>	
計				7km				
羽咋市	福水町	割石線	自動車道	林道	—	119ha		5035
	福水町	福水1号線	自動車道	林業専用道	—	36ha		7213
計				3km				
志賀町	山崎1号線	自動車道	林業専用道	—	3ha		7215	
	草木高田線	自動車道	林業専用道	—	3ha		7218	
	釈迦堂3号線	自動車道	林業専用道	—	5ha		7233	
	大鳥居線	自動車道	林業専用道	—	<u>6ha</u>	○	7234	
	今田線	自動車道	林業専用道	—	3ha		7235	
	<u>大鳥居2号線</u>	<u>自動車道</u>	<u>林業専用道</u>	<u>二</u>	<u>4ha</u>	<u>○</u>	<u>7245</u>	
	<u>大鳥居3号線</u>	<u>自動車道</u>	<u>林業専用道</u>	<u>二</u>	<u>4ha</u>	<u>○</u>	<u>7246</u>	
	<u>大鳥居4号線</u>	<u>自動車道</u>	<u>林業専用道</u>	<u>二</u>	<u>5ha</u>	<u>○</u>	<u>7247</u>	
	<u>田中2号線</u>	<u>自動車道</u>	<u>林業専用道</u>	<u>二</u>	<u>40ha</u>	<u>○</u>	<u>7248</u>	
	<u>日用線</u>	<u>自動車道</u>	<u>林業専用道</u>	<u>二</u>	<u>26ha</u>	<u>○</u>	<u>7249</u>	
計				5km				
宝達志水町	平床線	自動車道	林業専用道	—	20ha	○	7220	
	海老坂線	自動車道	林業専用道	—	10ha		7221	
	原線	自動車道	林業専用道	—	10ha	<u>○</u>	7222	
	上田線	自動車道	林業専用道	—	20ha		7223	
	吉野屋線	自動車道	林業専用道	—	10ha		7224	
	<u>聖川線</u>	<u>自動車道</u>	<u>林業専用道</u>	<u>二</u>	<u>8ha</u>	<u>○</u>	<u>7250</u>	
	<u>平床4号線</u>	<u>自動車道</u>	<u>林業専用道</u>	<u>二</u>	<u>60ha</u>	<u>○</u>	<u>7251</u>	
計				5km				

中能登町	鹿島1号線	自動車道	林道	—	202ha		7226
	鹿島2号線	自動車道	林道	—	30ha		7227
	丸山線	自動車道	林業専用道	—	20ha	○	7229
	一林班1号線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	7236
	角間2号線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	7237
	コ口サ線	自動車道	林業専用道	—	3ha	○	7238
	大池線	自動車道	林業専用道	—	3ha	○	7239
	平沢口線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	7240
	杓ヶ峠線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	7241
	<u>みれんぼ線</u>	<u>自動車道</u>	<u>林業専用道</u>	<u>二</u>	<u>3ha</u>	<u>○</u>	<u>7252</u>
	<u>瀬戸線</u>	<u>自動車道</u>	<u>林業専用道</u>	<u>二</u>	<u>10ha</u>	<u>○</u>	<u>7253</u>
	計				<u>6km</u>		
かほく市	八野町	八野線	自動車道	林業専用道	—	6ha	7600
	野寺町	野寺9号線	自動車道	林業専用道	—	6ha	7607
	箕打町	箕打1号線	自動車道	林業専用道	—	3ha	7609
	若緑町	若緑線	自動車道	林業専用道	—	20ha	○ 7610
	若緑町	若緑2号線	自動車道	林業専用道	—	2ha	○ 7611
	上山田町	上山田線	自動車道	林業専用道	—	10ha	○ 7614
	黒川町	黒川線	自動車道	林業専用道	—	6ha	7601
	箕打町	明乗寺1号線	自動車道	林業専用道	—	5ha	7602
	黒川町	明乗寺3号線	自動車道	林業専用道	—	11ha	7603
	野寺町	野寺2号線	自動車道	林業専用道	—	5ha	7604
	野寺町	野寺7号線	自動車道	林業専用道	—	5ha	7605
	野寺町	野寺8号線	自動車道	林業専用道	—	6ha	7606
計				9km			
津幡町	西山線	自動車道	林道	—	120ha	○	6013
	上野線	自動車道	林業専用道	—	86ha	○	7614
	大滝線	自動車道	林業専用道	—	5ha		7615
	三国2号	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	7622
	三国3号	自動車道	林業専用道	—	5ha		7623
	谷内線	自動車道	林業専用道	—	5ha		7624
	牛首4号線	自動車道	林業専用道	—	2ha	○	7619
	上大田2号線	自動車道	林業専用道	—	15ha	○	7620
	瓜生線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	7621
	トットン線	自動車道	林業専用道	—	5ha	○	7616
	大吉原線	自動車道	林業専用道	—	3ha		7617
	柳沢線	自動車道	林業専用道	—	9ha		7618
	計				9km		
計	<u>126路線</u>			80km			

拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km 面積：ha

位置（市町・地区）		路線名	種類	区分	延長	利用区域面積
珠洲市	上戸町	山去線	自動車道	舗装	—	426ha
	大谷町	坂石山線	自動車道	改良	—	327ha
	正院町	八ヶ山線	自動車道	改良	—	351ha
	仁江町	仁江線	自動車道	改良	—	551ha
	宝立町	小屋線	自動車道	改良	—	240ha
	宝立町	法住寺線	自動車道	舗装	—	147ha
	若山町	大滝線	自動車道	改良	—	205ha
	若山町	小鮎山線	自動車道	改良	—	245ha
	若山町	宝立山線	自動車道	改良	—	750ha
	若山町	南山線	自動車道	改良	—	69ha
	若山町	南山線	自動車道	舗装	—	69ha
	若山町	吉ヶ池線	自動車道	改良	—	182ha
計	11 路線			改良	26 箇所	
				舗装	7km	
穴水町	大坪線	自動車道	舗装	—	76ha	
	乙ヶ崎線	自動車道	改良	—	155ha	
	上中線	自動車道	改良	—	117ha	
	黒古線	自動車道	舗装	—	105ha	
	越渡線	自動車道	改良	—	37ha	
	志ヶ浦 1 号線	自動車道	改良	—	136ha	
	志ヶ浦 2 号線	自動車道	改良	—	72ha	
	汁谷線	自動車道	舗装	—	108ha	
	曾福線	自動車道	改良	—	475ha	
	根木 2 号線	自動車道	改良	—	95ha	
	挟石線	自動車道	改良	—	96ha	
	丸山線	自動車道	舗装	—	131ha	
		12 路線			改良	9 箇所
				舗装	5km	
能登町	大箱鉢伏線	自動車道	改良	—	256ha	
	大谷内線	自動車道	舗装	—	104ha	
	河ヶ谷線	自動車道	舗装	—	114ha	
	久亀屋線	自動車道	舗装	—	47ha	
	滝ノ坊線	自動車道	改良	—	53ha	
	滝ノ坊線	自動車道	舗装	—	53ha	
	滝林線	自動車道	舗装	—	32ha	
	田代線	自動車道	改良	—	265ha	

		寺分線	自動車道	舗装	—	33ha
		当日線	自動車道	改良	—	77ha
		鉢伏山線	自動車道	改良	—	297ha
		宮地線	自動車道	舗装	—	220ha
		山口線	自動車道	改良	—	138ha
		山中線	自動車道	舗装	—	76ha
		吉谷線	自動車道	改良	—	43ha
		14 路線		改良	19箇所	
				舗装	8km	
	石休場町	神田川線	自動車道	改良	—	550ha
	鵜入町	鵜入線	自動車道	改良	—	131ha
	小池町	小池2号線	自動車道	舗装	—	64ha
	小池町	牧山線	自動車道	舗装	—	77ha
	大沢町	大沢線	自動車道	改良	—	246ha
	大野町	大野線	自動車道	改良	—	20ha
	久手川町	久手川線	自動車道	改良	—	274ha
	惣領町	高鉢線	自動車道	改良	—	55ha
	滝又町	別所谷線	自動車道	改良	—	65ha
	二俣町	北谷線	自動車道	改良	—	335ha
	東印内町	八ヶ窪線	自動車道	舗装	—	86ha
	深見町	大箱鉢伏線	自動車道	改良	—	259ha
	房田町	房田線	自動車道	改良	—	31ha
	別所谷町	気勝山線	自動車道	改良	—	255ha
	別所谷町	気勝山線	自動車道	舗装	—	255ha
	別所谷町	八幡山線	自動車道	改良	—	305ha
	堀町	佐比野線	自動車道	改良	—	1,312ha
	町野町	黒峰線	自動車道	舗装	—	53ha
	町野町	鈴屋線	自動車道	改良	—	88ha
	町野町	寺山線	自動車道	舗装	—	325ha
	町野町	広江線	自動車道	舗装	—	112ha
	町野町	宝立山線	自動車道	改良	—	750ha
	三井町	下仁行線	自動車道	改良	—	69ha
	三井町	鶴谷内線	自動車道	改良	—	48ha
	門前町	足谷線	自動車道	舗装	—	70ha
	門前町	切挾線	自動車道	改良	—	246ha
	門前町	桜滝線	自動車道	改良	—	34ha
	門前町	サビヤ山線	自動車道	改良	—	680ha
	門前町	猿山2号	自動車道	改良	—	221ha
	門前町	高津線	自動車道	改良	—	144ha

	門前町	二百谷線	自動車道	改良	—	70ha
	門前町	百成大角間	自動車道	改良	—	93ha
	門前町	宮谷内線	自動車道	改良	—	30ha
	門前町	矢徳線	自動車道	改良	—	51ha
	門前町	山田線	自動車道	改良	—	108ha
	門前町	和尻線	自動車道	改良	—	194ha
	計	35 路線		改良	35 箇所	
				舗装	11km	
七尾市	鶴浦町	西谷線	自動車道	改良	—	48ha
	田鶴浜町	石灰地線	自動車道	改良	—	70ha
	中島町	別所岳線	自動車道	改良	—	518ha
	能登島町	田尻線	自動車道	改良	—	20ha
	<u>熊淵町水上</u>	<u>水上線</u>	<u>自動車道</u>	<u>改良</u>	<u>二</u>	<u>76ha</u>
	計	<u>5 路線</u>		改良	<u>8 箇所</u>	
				舗装	0km	
志賀町		御路宮線	自動車道	改良	—	207ha
		御路宮線	自動車道	舗装	—	207ha
		阿川線	自動車道	改良	—	167ha
		地頭日用線	自動車道	舗装	—	38ha
		大西線	自動車道	舗装	—	38ha
		高位線	自動車道	舗装	—	58ha
		徳田線	自動車道	舗装	—	56ha
		山出線	自動車道	舗装	—	106ha
		矢田線	自動車道	改良	—	170ha
		大坂2号線	自動車道	改良	—	92ha
		厚原線	自動車道	改良	—	86ha
		<u>七海線</u>	<u>自動車道</u>	<u>舗装</u>	<u>二</u>	<u>116ha</u>
			<u>11 路線</u>		改良	12 箇所
				舗装	9km	
羽咋市	大町	大町線	自動車道	舗装	—	91ha
	計	1 路線		舗装	1km	
宝達志水町		所司原線	自動車道	改良	—	381ha
		仙の池線	自動車道	改良	—	71ha
		仙の池線	自動車道	舗装	—	71ha
		大葉谷支線	自動車道	舗装	—	36ha
		追分線	自動車道	改良	—	168ha
		宝達新宮線	自動車道	改良	—	676ha
		5 路線		改良	11 箇所	

			舗装	2km	
中能登町	長尾線	自動車道	改良	—	381ha
	春木大槻線	自動車道	舗装	—	81ha
	小金谷線	自動車道	改良	—	99ha
	3 路線		改良	2 箇所	
			舗装	1km	
箕打町	高地谷線	自動車道	舗装	—	153ha
かほく市 計	1 路線		舗装	2km	
津幡町	高津線	自動車道	改良	—	580ha
	小屋谷線	自動車道	改良	—	529ha
	大田東線	自動車道	改良	—	92ha
	尾山線	自動車道	改良	—	144ha
	小屋谷 2 号線	自動車道	改良	—	88ha
	小屋谷 2 号線	自動車道	舗装	—	88ha
	5 路線		改良	19 箇所	
		舗装	2km		
計	<u>103 路線</u>		改良	<u>141 箇所</u>	
			舗装	48km	

新たな森林管理システムに関する検討状況

平成29年10月

林野庁

「経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太の方針)」(抜粋)

○地球環境への貢献

森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、エネルギー起源CO2排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用の普及に向けて地球温暖化対策税のモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を引き続き図るとともに、公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確化しつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行う。

これにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。

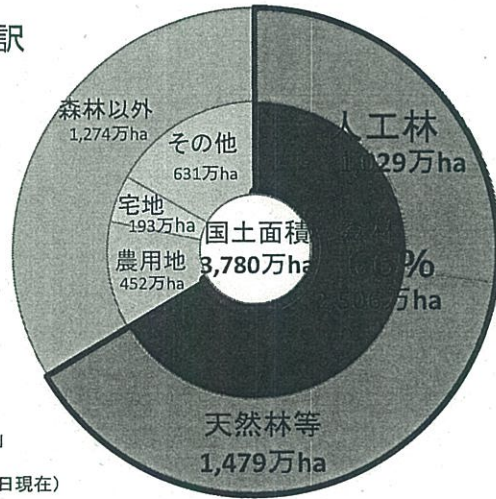
○攻めの農林水産業の展開

森林の管理経営を意欲のある持続的な林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを検討する。この検討は、平成29年度与党税制改正大綱において、市町村主体の森林整備等の財源に充てることとされた森林環境税(仮称)の検討と併せて行う。CLT等の新たな木材需要の創出、国産材の安定供給体制の構築、人材の育成確保等を推進する。

森林資源の現状(成長産業化の側面から)

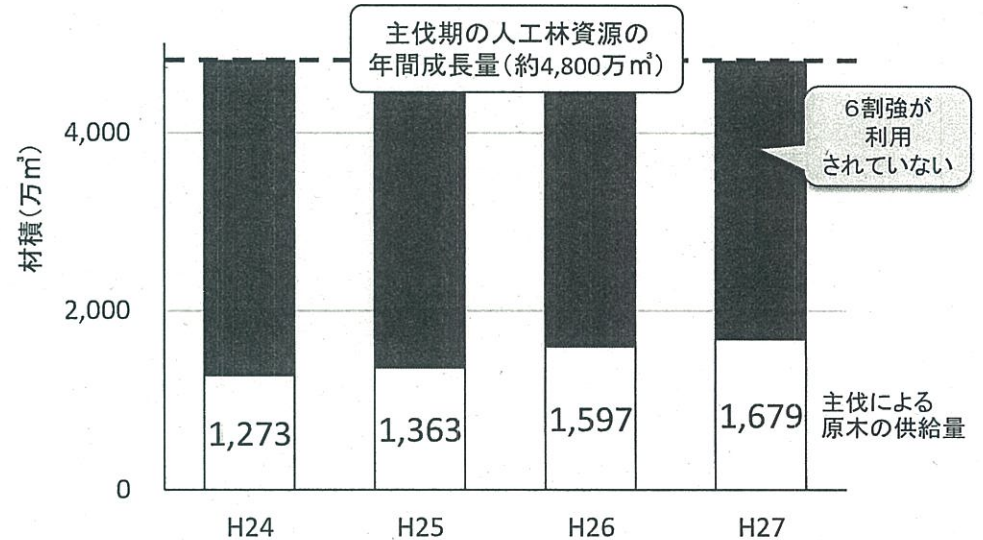
- 我が国の森林面積は国土面積の3分の2にあたる2,500万ha(そのうち人工林は1,000万ha)。
- 人工林の約半数が11齢級以上となる主伐期を迎えようとしている。
- 主伐期を迎えた人工林の直近5年間の平均蓄積増加量は、年間4,800万m³。主伐による原木の供給量は1,679万m³(H27)。
- 条件のよい人工林においては主伐が行われているが、いまだ成長量の6割強が利用されていない状況。

■ 国土面積と森林面積の内訳



資料: 国土交通省「平成27年度土地に関する動向」(平成26年の数値)、林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)
注: ※計の不一致は四捨五入によるもの

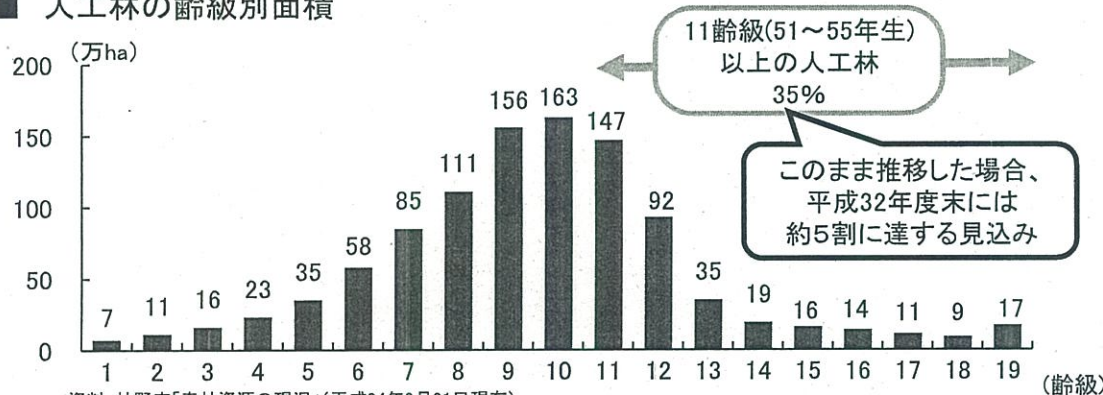
■ 主伐期の人工林資源の成長量と主伐による原木の供給量



※林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)、「森林・林業統計要覧」(H28)に基づき試算

※年間成長量には間伐材の供給量を含まない

■ 人工林の齢級別面積

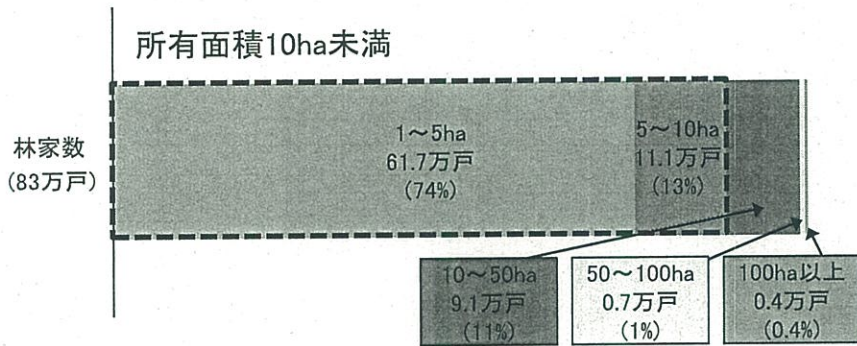


資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)
注1: 齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1齢級」と数える。
注2: 森林法第5条及び第7条2に基づく森林計画の対象となる森林の面積。

林業の現状

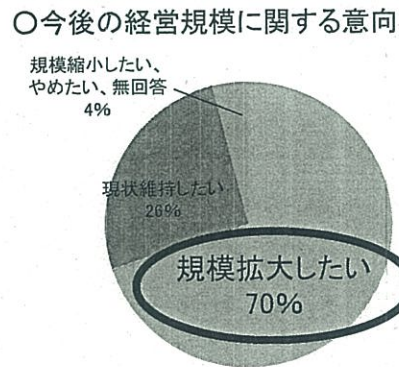
- 我が国の森林の所有形態は零細であり、8割の森林所有者は森林の経営意欲が低い
 - 意欲の低い森林所有者のうち7割の森林所有者は主伐の意向すらない
- 一方で、
- 林業経営者(素材生産業者等)のうち7割の者は規模拡大の意向があるが、4割の者が事業を行う上での課題として、「事業地確保が困難」を挙げている。
 - その他、事業を拡大する上での課題としては、「路網の未整備」、「資本整備(林業機械)更新が困難」などがある。

■ 林家の保有山林面積



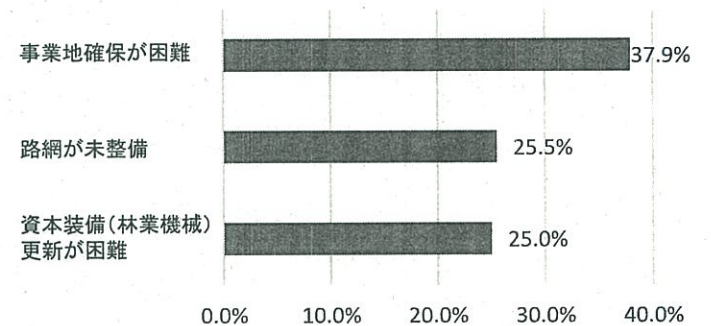
資料：農林水産省「2015年農林業センサス」 注：林家とは保有森林面積が1ha以上の者。

■ 林業経営者(素材生産業者等)の規模拡大の意向



※素材生産業者へのアンケート結果(H27)を集計

○ 事業を行う上での課題



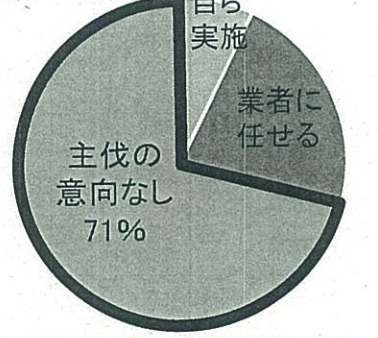
※雇用関係は除く
※複数回答可

■ 森林所有者の経営意欲は低い

○ 森林経営意欲

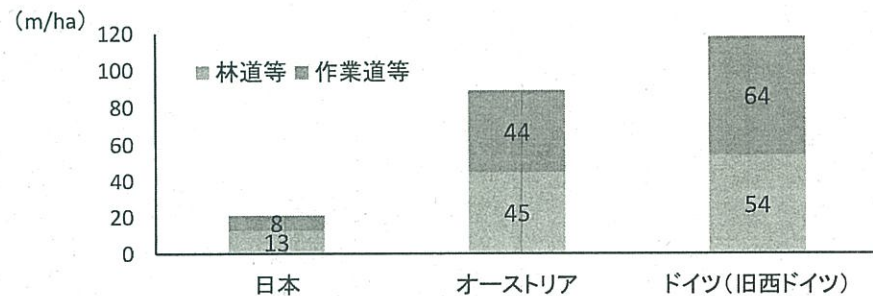


○ 主伐の意向



※農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(H27)に基づき作成

■ 路網密度の諸外国との比較



資料：BFW 「ÖsterreichischeWaldinventur」、BMELV 「Bundeswaldinventur (BW1)」、林野庁業務資料
注：オーストリアは、ÖsterreichischeWaldinventur1992/96による生産林における数値
ドイツ(旧西ドイツ)はBundeswaldinventur1986/1989による数値
日本は都道府県報告による平成27(2015)年現在の開設実績の累計

課題と対応方向

森林所有者



林業経営者(素材生産業者等)

課題

- 多くの森林所有者は森林経営の意欲が低い。
一方、多くの林業経営者(素材生産業者等)は、事業規模の拡大意欲があるものの、事業地の確保が困難となっている。
- このように、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者(素材生産業者等)との間のミスマッチが生じている。

対応の方向

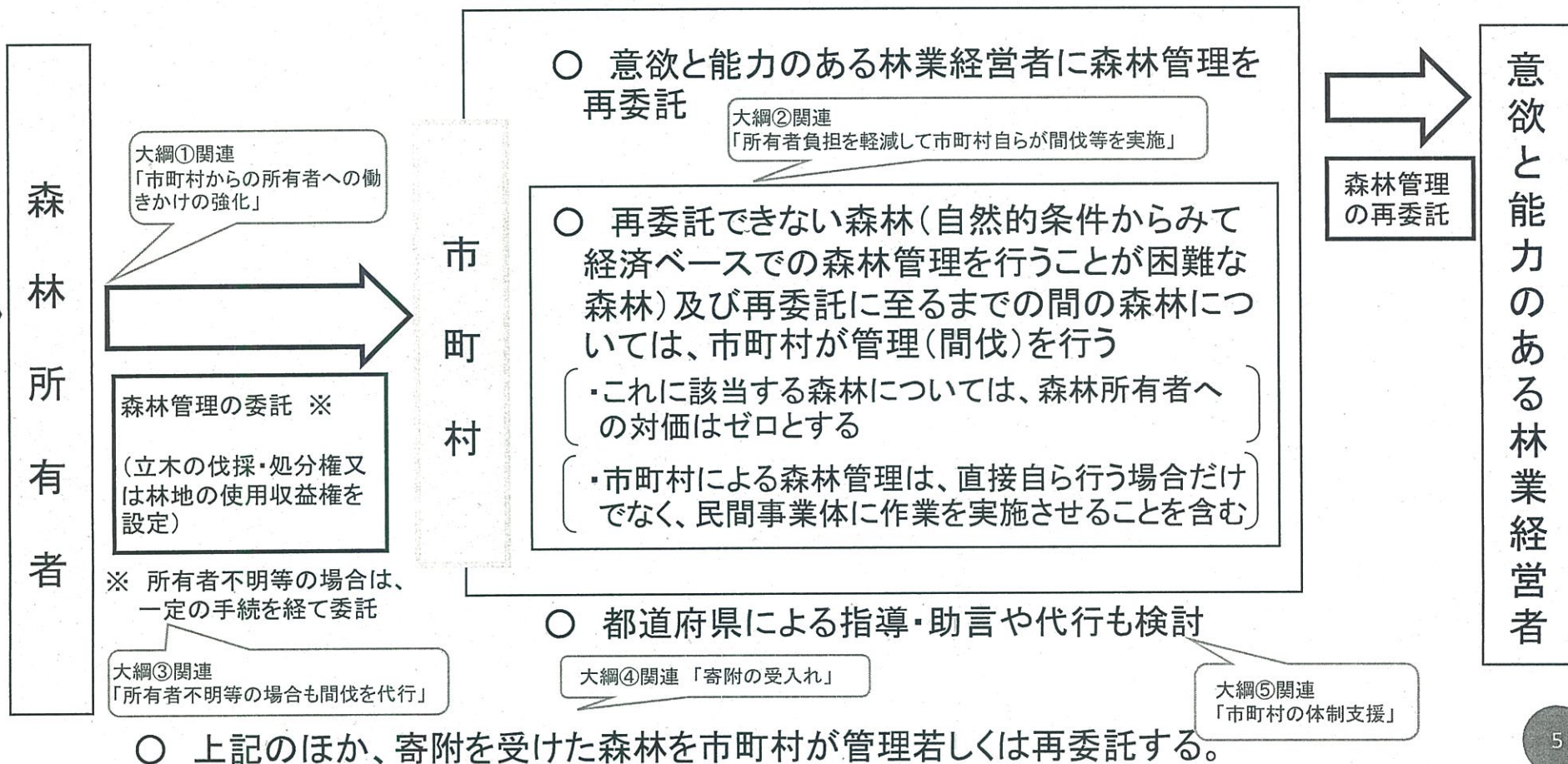
意欲と能力のある林業経営者に森林経営を委託する
新たな森林管理システムを構築し、
森林の管理経営の集積・集約化を推進

新たな森林管理システム

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、

- ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化するとともに
- ② 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に繋ぐスキームを設ける。
- ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。
- ④ 意欲と能力のある林業経営者の森林管理のための条件整備として路網整備の一層の推進や集中的な高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業システムの普及が必要。

※ 適切な森林管理の責務を明確化
(伐採後の造林及び適正な保育・間伐の確保)



(参考) 平成29年度税制改正大綱(抜粋)(自民党・公明党 平成28年12月8日)

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

6 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について、以下の措置を講ずる。

- (1) エネルギー起源CO2の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図るため、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は、引き続き連携して取り組む。
- (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。その対策に当たっては、森林現場に近く所有者に最も身近な存在である市町村の果たす役割が重要となる。

このため、市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。

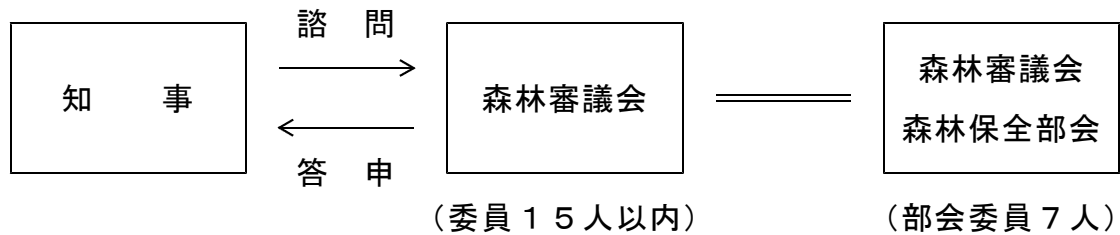
- ① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化
- ② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施
- ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行
- ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化
- ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援

このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。

石川県森林審議会について

森林審議会は、森林法第68条第1項に基づき設置され、この法律または他の法令の規定によりその権限に属された事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について知事の諮問に応じて答申することと定められている。

1 組 織



2 諮問事項

- (1) 地域森林計画の樹立・変更（森林法第5条第1項、第4項、第6条第3項）
- (2) 林地開発行為の許可（森林法第10条の2第2項、第6項）
- (3) 保安林の指定・解除（森林法第25条の2、第26条の2）
- (4) 松くい虫被害対策実施計画の策定・変更
(森林病虫害等防除法第7条の3、5、6)
- (5) その他森林法の施行に関する重要事項（森林法第68条第2項）

< 参 考 >

森 林 法

第68条（設置及び所掌事務）

- 1 県に森林審議会を設置
- 2 諮問事項の審議・答申
- 3 諮問事項の建議

第70条（組 織）

- 1 審議会は委員で構成
- 2 学識経験者を任命
- 3 委員任期2年
- 4 非常勤

第71条（会 長）

- 1 委員の互選により会長選出
- 2 会務を総理、審議会を代表
- 3 会長の職務代行

森 林 法 施 行 令

第7条（森林審議会の部会）

- 1 森林審議会の部会の設置
・所掌事務の分掌
- 2 部会長の設置・会長指名の委員
- 3 会長が委員の所属部会を定める
- 4 部会の決議で総会の決議とする

森林審議会

森林法（抜粋）

[昭和26年6月26日 法律249号]
(最終改正)

[平成23年6月24日 法律74号]

第5章 森林審議会

(設置及び所掌事務)

第68条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

(組織)

第70条 都道府県森林審議会は、委員をもって組織する。

2 委員は、第68条第2項に規定する事項に関し学識経験者を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第71条 都道府県森林審議会の会長は、前条第1項の委員が互選した者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、第1項の委員が互選した者がその職務を代行する。

(政令への委任)

第73条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

森林法施行令

森林法施行令（抜粋）

[昭和26年7月31日 政令第276号]

(最終改正)

[平成24年1月20日 政令第98号]

(都道府県森林審議会の部会)

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

石川県森林審議会 運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は森林法(昭和26年法律第249号)第68条の規定に基づいて設置される石川県森林審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 石川県森林審議会は委員15名以内で組織する。

(会議の招集)

第3条 審議会は知事から諮問のあったとき又は会長が必要と認めたとき会長が招集する。
2 会長は会議の日時、場所、議題、その他必要な事項を会議の日の7日前までに委員に通知しなければならない。

(議 長)

第4条 会議の議長は、会長がこれにあたる。
2 会長に事故があるときは、委員の互選により選出された者がその職務を代理する。

(会議の成立)

第5条 会議は委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

(決 定)

第6条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。

(部会の設置)

第8条 審議会に次の部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。
森林保全部会
森林・林業基本問題検討部会
2 部会の運営に必要な事項は、部会の運営要領に定めるものとする。

(特別専門委員)

第9条 審議会に必要に応じ特別専門委員を若干名置き、助言意見を求めることができるものとする。

(庶 務)

第10条 審議会の庶務は、農林水産部森林管理課において行う。但し、部会の庶務は、部会の運営要領に定めるところによるものとする。
2 審議会に幹事若干名を置く。
3 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。
4 幹事は、会長の命を受けて審議会の事務を処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(附 則)

この要領は平成26年4月1日から施行する。